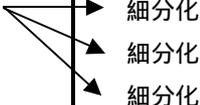


骨子案目次と素案目次の比較

(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例	変更内容	(仮称)八戸市健康と福祉のまちづくり条例
1 前文		前文
2 総則		第1章 総則
(1)目的	追加	第1条 目的
(2)基本理念		第2条 定義
(3)市民の責務	責務 役割	第3条 基本理念
(4)事業者の責務	責務 役割	第4条 市民の役割
(5)市の責務	責務 役割	第5条 事業者の役割
(6)総合的な推進		第6条 市の役割
(7)国等との関係		第7条 総合的な推進
3 健康福祉施策の推進	名称変更	第2章 健康福祉施策の基本方針
(1)計画の策定・公表・管理	追加	第9条 保健・医療・福祉等の連携
(2)健康増進		第10条 計画の策定・公表・管理
(3)地域福祉		第11条 健康増進
(4)高齢者福祉		第12条 地域福祉
(5)障害者福祉		第13条 高齢者福祉
(6)子どもの福祉	 細分化 細分化 細分化	第14条 障害者福祉
(7)福祉教育の推進	名称変更	第15条 母子の健康の確保
(8)就労の確保と就労支援	第3章第3節へ移動	第16条 子育て家庭の支援
(9)安全な生活の確保	第3章第3節へ移動	第17条 子どもの健全育成
(10)財政上の措置	削除(全体に関係するため)	第18条 福祉の心づくり
4 市民活動の促進	章の新設	第3章 健康と福祉のまちづくりの推進
(1)自主的な市民活動	章 節(名称変更)	第1節 市民、事業者及び市の協働
(2)交流の機会の確保	(1)と(4)を合わせる	第19条 市民及び事業者の自主的な活動の推進
(3)施設の提供	名称変更	第20条 市民活動団体等との連携
(4)ボランティア活動等への支援		第21条 施設の提供
5 サービスの利用促進	章 節(名称変更)	第2節 利用しやすいサービスの提供
(1)サービス提供の原則		第22条 サービス提供の原則
(2)情報の提供	名称変更	第23条 情報の提供及び啓発
(3)相談支援体制の整備		第24条 相談支援体制の整備

(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例	変更内容	(仮称)八戸市健康と福祉のまちづくり条例
(4) サービス評価と苦情解決 (5) 高齢者、障害者等の把握、対応 (6) 社会福祉事業者の責務 6 生活環境の整備 (1) 施設の利用と整備 (2) 公共交通車両等整備 (3) 移動の確保 (4) 住宅の整備 7 (仮称)健康福祉審議会 (1) 設置 (2) 職務	第3章第3節へ移動 削除(22～25条に役割規定) 章 節 (2)と(3)を合わせる 3より移動(名称変更) 3より移動(名称変更) 5より移動(名称変更) (1)と(2)を合わせる 章の新設	第25条 サービス評価及び苦情解決 第3節 生活環境の整備 第26条 施設の利用及び整備 第27条 移動の確保 第28条 住宅の整備 第29条 就労の支援 第30条 安全・安心な生活の確保 第31条 高齢者や障害者等の把握 第4章 健康福祉審議会 第32条 健康福祉審議会 第5章 雑則 第33条 委任

章立て構成の考え方

前文 健康と福祉のまちづくりに対する市民の思いと決意を規定

第1章 条例の目的や基本理念、市民、事業者、市の役割等を規定

第2章 健康福祉施策について、分野別に施策の理念を規定

第3章 健康と福祉のまちづくりを推進する上での基本的な施策を3つの節に分けて規定

第1節 健康福祉分野における市民、事業者及び市の協働について規定

第2節 利用しやすいサービス提供体制の整備について規定

第3節 市民が生活する上での安全・安心の確保及び高齢者本位、障害者本位の生活環境の整備を規定

第4章 健康福祉審議会の設置を規定(常設の附属機関を設置)

第5章 条例で規定できない内容について、市長が規則等で定めることを規定